初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則 の 一 部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九

奈良県・ 人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第二十三号

初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則 \mathcal{O} 部を改正する規 則

第十五号) 初任給、 昇格、 の一部を次のように改正する。 昇給等の基準に関する規則 昭 和四十六年三月奈良県人事委員会規則

り下げ、 号とし、 別表第一 同項第二号中 同項第一号を同 アの表四級の項中第六号を第七号とし、 「財政課 項第二号とし、 \mathcal{O} の 下 に 同項に第一号として次の 「統括主計員及び」 第三号から第五号までを一号ず を加え、 一号を加える。 同号を同 項第三 つ繰

1 企画員の 職務

加える。 号を第八号とし、 ずつ繰り下げ 別表第一ア \mathcal{O} 表五級 同項第八号中 第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、 \mathcal{O} 項中第十六号を第十七号とし、 「課長及び」 を削り、 同号を同項第九号とし、 第九号かり 第三号の次に次 ら第十五号までを 同項中第七 の一号を

4 副主任の 職務

でを一号ずつ繰り上げ、 別 表第一 ア の表七級の項中第一号を削 第四号の次に次の り、 号を加える。 第二号を第一 号とし、 第三号から第五号ま

5 まちづ くり政策官の職務

五号までを一号ずつ繰り上げる。 別表第一ア の表七級の項中第十号を削 り、 第十一号を第十号とし、 第十二号から第十

り下げ、 別表第一オ 第一号の次に次 の表三級の 項中第五号を第六号とし、 \mathcal{O} 一号を加える。 第二号から第四号までを一号ず 0

2 副主任の 職務

別表第一才の 表五級 \mathcal{O} 項第二号中 「部長」 を 「次長」 に改め

とし 別表第一カ て次の一号を加える \mathcal{O} 表三級 \mathcal{O} 項中第二号を第三号とし、 第一 号を第二号とし、 同項に第一

1

副主任の

職

とし て次 表第一キの表六級の項中第二号を第三号とし、 \mathcal{O} 一号を加える。 第一号を第二号とし、 同項に第一 뭉

1 副主任の職務

別表第一クの表五級の項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、 第一号の次に

次の二号を加える。

- 3 中央こども家庭相談センターの女性相談支援センター所長の職務
- 4 保健所の難病相談支援センター次長の職務

別表第一クの表五級の項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 副主任の職務

別表第二キの表歯科衛生士の項を次のように改める。

高校古	歯科衛生士 短大卒	短大三卒
高校専攻科卒	平	三 卒 —————
一級十一号給	一級十五号給	一級二十一号給

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。